

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割等対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名		
<p>「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当(法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。)又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。</p>		会社分割等の日	会社分割等の事由	
		贈与年月日		
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名		
<p>会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。</p>		法人名		
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名		
<p>会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。</p>		法人名		
1 会社分割等前株式等総額の計算				
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)		
円	株・口	円		
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算				
④ 会社分割等時後におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時後におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 ($\frac{④}{⑤} \times ⑥$)	
円	株・口	株・口	円	
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算				
⑧ 会社分割等時後におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時後におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 ($\frac{⑧}{⑨} \times ⑩$)	
円	株・口	株・口	円	
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算				
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数	⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 ($⑫ + \frac{⑬}{⑭} \times ⑮$)
円	円	株・口	株・口	円
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑦}{(⑦+⑩+⑮)}) \div ⑥$		⑰
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑪}{(⑦+⑩+⑮)}) \div ⑩$		⑱
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		$(③ \times \frac{⑮}{(⑦+⑩+⑮)})$		⑲
円		円		円
(注) 1 この計算明細書の租税特別措置法施行令は、平成21年改正前の租税特別措置法施行令を示します。				
2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。なお、既にこの表により計算した⑰欄又は⑱欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。				
3 ④欄、⑧欄、⑬欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。				
4 ⑤欄、⑨欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。				
5 ⑦欄、⑪欄、⑯欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。				
6 ⑰欄、⑱欄、⑲欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。				
7 相続税の申告に当たっては、⑰欄、⑱欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。				
8 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑲欄の金額がある場合には、⑲欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。				